

特定特殊自動車検査機関の登録の手引き【Ver.1.1】

本手引きは、申請者が申請に必要な書類等を作成する際の参考となるように作成したものであり、申請者に対して義務付けるものではありません。関係する法令等の規定に従い、必要な事項が記載されていれば、本手引きによらず申請して頂いて構いません。

*以下において、法第19条第2項、第3項、第5項及び第6項並びに法第20条から法第25条とある場合には、法第27条において準用する当該条文のことをいいます。

I．登録特定特殊自動車検査機関の役割

登録特定特殊自動車検査機関（以下「登録機関」という。）は、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号。以下「法」という。）第26条に基づいて、法第17条第1項ただし書の規定による特定特殊自動車の確認に関する事務のうち、当該特定特殊自動車が技術基準に適合するかどうかの検査に実施に関する事務（以下「特定特殊自動車検査事務」という。）を実施する機関です。

II．登録の条件

登録は、特定原動機検査事務を行おうとする者の申請により行います。登録機関の登録条件は、下記1の登録の基準を満たし、かつ、2の欠格事項に該当しないことです。

1．登録の基準（法第26条第2項）

登録機関の登録基準は、法第26条第2項に以下の内容が規定されており、各項目を満たさなければなりません。

(1) 特定特殊自動車排出ガスの濃度計その他の器具を用いて特定特殊自動車検査事務を行うものであること。

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して3年以上原動機に関する実務の経験を有するものが特定特殊自動車検査事務を実施し、その人数が2名以上であること。

(3) 登録申請者が、特定特殊自動車製作等事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

①登録申請者が株式会社である場合にあっては、特定特殊自動車製作等事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。以下同じ。）であること。

②登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占める特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。

③登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2. 欠格事項（法第19条第3項） 登録機関の欠格事項は、法第19条第3項に以下の内容が規定されており、各項目のいずれかに該当する者は、登録を受けることができません。

- (1) 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- (2) 法第23条第4項又は第5項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに前(1)(2)のいずれかに該当する者があること。

III. 登録申請の手続き

登録機関の登録の申請をしようとする者は、登録申請書（様式1）に【提出書類一覧】にある添付書類（特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第33条において準用する第24条第2項）等を添えて、主務大臣（経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣）に対して申請を行って下さい。提出先、提出部数等は、「IX. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。なお、登録特定特殊自動車検査機関登録簿への登録は、登録申請書を受理してから1ヶ月を目途に行います。

また、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定により、新規に登録を受ける場合（ただし、登録の更新を除く。）には、登録につき課されるべき登録免許税の額（9万円）に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出して下さい。

注1) 申請書提出後、登録特定特殊自動車検査機関登録簿に登録が行われるまでの間で、申請書等の記載内容の変更があった場合（事前にその事実がわかった場合は、その時点で）、速やかに連絡の上、指示を受けて下さい。これを怠って指定を受けた場合は、その内容によっては、不正の手段により登録を受けた場合に当たるとして指定の取り消しを行うこともあります。

（法第23条第5項第5号）

注2) 提出された申請書等の申請書類は、指定調査機関の審査に利用するものです。申請書類の個人情報は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外に使用することはありません。

【提出書類一覧】

申請の際に必要な提出書類は次のとおりです。審査に遅れをきたすことのないよう、提出漏れ、記載漏れがないかどうか提出前に十分にご確認下さい。また、提出の際は以下の順に並べて調製して下さい。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> (1)登録申請書（様式1） |
| <input type="checkbox"/> (2)定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの |

- (3)登記事項証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）又はこれらに準ずるもの
- (4)申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては不要）
- (5)申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- (6)申請者が法第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しないことを証する書面（様式 2 誓約書）
- (7-0)申請者が法第 26 条第 2 項第 1 号の規定に適合することを証明した書類
 - ・検査器具一覧表（様式 3-0）
 - ・検査器具仕様書
- (7)申請者が法第 26 条第 2 項 2 号の規定に適合することを証明した書類
 - (7-1)特定原動機検査事務実施者一覧表（様式 3）
 - (7-2)学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者であることを証する書面
 - ・卒業証明書
 - (7-3)学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関して必要な課程を修めて卒業した者と同等以上の学力を有する者であることを証する書面
 - ・1 級大型自動車整備士合格証書
 - ・1 級小型自動車整備士合格証書
 - ・2 級ガソリン自動車整備士合格証書
 - ・2 級ジーゼル自動車整備士合格証書
 - ・技術士（機械部門、船舶部門、航空・宇宙部門に限る）登録証明書
 - ・1 級建設機械施工技士技術検定合格証明書
- (7-4)通算して 3 年以上原動機に関する実務の経験を有することを証する書面（様式 4 実務経験証明書）
- (7-5)常勤していることを証する書面
 - ・健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し（これらがない場合は、常勤していることを証明できるその他の書類）
- (8)申請者が法第 26 条第 2 項 3 号の規定に適合することを証明した書類（申請者が特定特殊自動車製作等事業者に支配されているものでないことを証する書面）
 - (8-1) 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定特殊自動車製作等事業者がその親会社（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社をいう。以下同じ。）でないことを証する書面
 - ・構成員名簿（様式 5）
 - (8-2) 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていないことを証する書面、及び登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職

員であった者を含む。) でないことを証する書面

- ・役員名簿（様式 6）
- ・役員略歴（様式 7）

(9)申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

- ・申請者の事業内容に関するパンフレット等

(10)その他参考となる事項を記載した書類（必要に応じて提出）

<登録申請書>

(1)登録申請書（様式 1）

申請の頭紙となります。下記の内容を記載し、会社等の代表者が申請して下さい。なお、記載されている住所等が登録簿、官報公示等の元データとなりますので、誤りのないよう正確に記入して下さい。また、申請書には登録免許税に係る領収証書をはり付けること（ただし、登録の更新を除く。）を忘れないようにして下さい。

申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の住所及び所在地

特定特殊自動車検査事務を開始しようとする年月日

なお、特定特殊自動車検査事務を開始しようとする年月日にかかわらず、法第 21 条第 4 項に定める業務規程の認可を受けなければ、検査事務を開始することはできませんので注意して下さい。

	開始しようとする日	業務規程認可日	検査事務開始可能日
例 1	平成 18 年 5 月 1 日	平成 18 年 5 月 10 日	平成 18 年 5 月 10 日
例 2	平成 18 年 5 月 1 日	平成 18 年 4 月 20 日	平成 18 年 5 月 1 日

<添付書類>

添付書面の先頭ページには、添付書面一覧表（様式任意）を作成し、添付して下さい。なお、法第 19 条第 2 項の申請（特定原動機検査機関の登録申請）を同時に行う場合に限って、添付書類に重複がある場合には、一方の申請において当該書類を省略することができます。この場合、添付書面一覧表に当該書類を省略した旨を記載して下さい。

(2)定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの

(3)登記事項証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）又はこれらに準ずるもの

(4)申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては不要）

事業年度当初において、直前の事業年度のものが提出できない場合に限り、前々年度のものに代えることができるものとします。

(5)申請の日の属する事業年度の直前の事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の

日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)

事業年度当初において、直前の事業年度のものが提出できない場合に限り、前々年度のものに代えることができるものとします。

□(6)申請者が法第 19 条第 3 項各号のいずれにも該当しないことを証する書面（様式 2 誓約書）

申請者が欠格事項に該当しないことを説明した書面として提出していただきます。会社等の代表者が誓約して下さい。

□(7-0)申請者が法第 26 条第 2 項第 1 号の規定に適合することを証明した書類

・検査器具一覧表（様式 3-0）

特定特殊自動車検査事務を行う際に使用する検査器具を全て記載して下さい。

・検査器具仕様書

検査器具一覧表に記載したものについてそれぞれ仕様及び外観がわかるものを添付して下さい。なお、製品カタログ等に仕様や外観が記載されている場合にはそれで代替することができます。（登録の更新申請時には省略が可能です。）

□(7)申請者が法第 26 条第 2 項 2 号の規定に適合することを証明した書類

□(7-1)特定特殊自動車検査事務実施者一覧表（様式 3）

特定特殊自動車検査事務は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関する必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して 3 年以上原動機に関する実務の経験を有するものが実施することとなっており、登録には、その人数が 2 名以上必要です。

上記に該当し、実際に特定特殊自動車検査事務を実施する予定のある者の中から 2 名について記載して下さい。また、記載した 2 名について(7-2)～(7-5)の書類を提出して下さい。

□(7-2)学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関する必要な課程を修めて卒業した者であることを証する書面 ((7-3)の書面を提出する場合には不要)

・卒業証明書

工学その他原動機に関する必要な課程とは、下記に例示する学科とします。ただし、下記に例示する以外の学科であっても履修内容が同等であれば認められる場合があるので、「工学その他原動機に関する必要な課程」であるか否かの判断が困難な場合は事前に確認するようにして下さい。

工学その他原動機に関する必要な課程の例	工学その他原動機に関する必要な課程と認められない例
機械工学科	精密機械科
機械材料工学科	生産機械科
機械物理工学科	産業機械科
機械システム工学科	開発機械科
	電気工学科
	応用化学科
	建築学科
	土木工学科

機械システム精密工学科	建設機械科	鉱山学科
機械電気工学科	農業機械科	冶金学科
精密機械工学科	電子機械科	
動力機械工学科	原動機械科	
産業機械工学科	自動車科	
光電機械工学科	自動車工学科	
電子機械工学科	自動車工業科	
化学機械工学科	自動車整備科	
応用機械工学科	航空工学科	
生産機械工学科	航空原動機科	
交通機械工学科	造船科	
交通機械学科	船舶工学科	
機械科	金属工学科	
機械工作科	材料工学科	
機械製図科	機関科	
機械車両科	生産工業科	
機械システム科		

□(7-3)学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学若しくは高等専門学校において工学その他原動機に関する必要な課程を修めて卒業した者と同等以上の学力を有する者であることを証する書面 ((7-2)の書面を提出する場合には不要)

下記に示す資格等を持つことを証する書面を提出された場合には、同等以上の学力を有する者とします。

- ・ 1 級大型自動車整備士合格証書
- ・ 1 級小型自動車整備士合格証書
- ・ 2 級ガソリン自動車整備士合格証書
- ・ 2 級ジーゼル自動車整備士合格証書
- ・ 技術士（機械部門、船舶部門、航空・宇宙部門に限る）登録証明書
- ・ 1 級建設機械施工技士技術検定合格証明書

□(7-4)通算して 3 年以上原動機に関する実務の経験を有することを証する書面（様式 4 実務経験証明書）

「原動機に関する実務の経験」とは、原動機の試験、指定整備工場等での原動機の点検・整備、原動機の開発等を行った経験です。この場合、工場等での原動機の組立作業、タイヤ交換やオイル交換等の軽微な整備、潤滑油やファンなど原動機を構成する一部分のみの開発等は実務の経験に含まれない場合があります。

「3 年以上の実務の経験」とは、申請時において、年間業務の一部として（恒常に原動機に関する実務のみを行っている必要はありません）原動機に関する実務をした年が 3 年以上有り、かつ、最初にその実務を行ってから申請日まで 3 年以上経過していることが必要です。

これらについて、申請時点での所属団体の代表者に証明して頂きます。

□(7-5)常勤していることを証する書面

- ・健康保険被保険者証と直近の標準報酬決定通知書の写し（これらがない場合は、常勤していることを証明できるその他の書類）

特定特殊自動車検査事務を実施する者は、登録申請者に常勤職員として在籍している者であることが必要です。常勤していることを証明する書類として、本人の健康保険被保険者証の写しと直近の標準報酬決定通知書の写し（当該部分以外は黒塗りで可）を提出して下さい。他の会社から出向している者は、常勤であると認められない場合がありますので注意して下さい。

なお、「標準報酬決定通知書」とは、健康保険と厚生年金保険の加入を義務付けられている事業所が、被保険者の報酬月額を定められた契機に社会保険事務所に届出（被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届、被保険者資格取得届）をした場合、それぞれの届の（副）が「標準報酬決定通知書」として社会保険事務所の確認印を押して返却されてくるものです。（過去3ヶ月分の報酬月額が記載されているのが通例です。）直近のものを提出して下さい。詳しくは登録申請者の総務担当あるいは経理担当にご確認下さい。

また、上記の書類がない場合は、常勤していることを証明できるその他の書類を提出して下さい。通常、法人格があれば必ず社会保険に加入しているはずですので、特別な事情がない限り「標準報酬決定通知書」の添付をお願いします。

□(8)申請者が法第26条第2項3号の規定に適合することを証明した書類（申請者が特定特殊自動車製作等事業者に支配されているものでないことを証する書面）

□(8-1) 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、特定特殊自動車製作等事業者がその親会社（商法（明治32年法律第48号）第211条ノ2第1項の親会社をいう。以下同じ。）でないことを証する書面

- ・構成員名簿（様式5）

株式会社にあっては株主（発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主に限る）、有限会社にあっては社員（民法上の社員であり従業員ではありません）の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合（株式会社の場合は発行済株式総数に対する割合。有限会社の場合は出資の総額に対する割合。）を様式5により記入して下さい。なお、様式5については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。

□(8-2) 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていないことを証する書面、及び登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員（過去2年間にその特定特殊自動車製作等事業者の役員又は職員であった者を含む。）でないことを証する書面

- ・役員名簿（様式6）

申請者が法人である場合は、常勤、非常勤を問わず役員全てを名簿として揚げて下さい。

役員には、監査役あるいは監事を含みます。なお、様式 6 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。

・役員略歴（様式 7）

「役員名簿」で掲げた役員全てについて、様式 7 による略歴書をお願いします。なお、様式 7 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。

□(9)申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

・申請者の事業内容に関するパンフレット等

申請者の事業概要の把握等のため、会社の事業内容に関するパンフレット等がありましたら、申請の際に申請書類とともに提出して下さい。

□(10)その他参考となる事項を記載した書類（必要に応じて提出）

IV. 登録機関になってから

登録されてから、行うべき法定の申請・届出等は次のとおりです。提出先、提出部数等は、「IX. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。

1. 業務規程の認可（法第 21 条第 4 項、規則第 33 条において準用する第 26 条）

登録機関は、特定特殊自動車検査事務の開始前に、検査事務の実施に関する規程（業務規程）を定め、主務大臣の認可を受けなければなりません。規定を変更するときも同様です。新規の場合には業務規程認可申請書（様式 8）、変更の場合には業務規程変更認可申請書（様式 9）に業務規程を添えて、主務大臣に対して、認可の申請を行って下さい。

なお、業務規程の認可を受けずに検査事務を行った場合には、登録を取り消されることがありますので十分に注意して下さい。

業務規程に定める事項については、次のように定められています。これらが、適切と判断された場合に、業務規程を認可します。認可は新規、変更とも申請があってから、1 ヶ月を目途に行います。

ア. 特定特殊自動車検査事務の実施方法及び検査に用いる機器に関する事項

□特定特殊自動車検査事務の実施方法として下記の内容を記述して下さい。なお、適用規定が明らかな場合（官報に掲載済みのもの、公表されており無償で入手可能なものに限る）は、当該規定を明記することで、当該内容の全てを記載する必要はありません。

□特定特殊自動車が特定原動機技術基準及び特定特殊自動車技術基準に適合するかどうかを確認する方法

□登録機関が自前の検査機器を使用する場合は下記の内容を記述して下さい。

□検査機器の仕様

□検査機器の校正方法

イ. 特定特殊自動車検査事務を行う特定特殊自動車の範囲に関する事項

検査事務を行う特定特殊自動車の範囲は、燃料の種類、出力等で限定することができます。

ウ. 特定特殊自動車検査事務を行う時間及び休日に関する事項

検査事務を行う時間や曜日を限定することができます。

エ. 特定特殊自動車検査事務を行う事業場及び区域に関する事項

検査事務は事業場に限定して行うことができます。

検査事務を行う区域は、国内、海外、行政区域等で限定することができます。なお、限定しない場合には全ての国、地域で検査事務を行うことになります。

オ. 特定特殊自動車検査事務の実施体制に関する事項

検査事務を行うに当たっての社内等の組織及びそれぞれの役割

検査事務を実施する者の一覧表

登録申請時に検査事務を実施する者として記述した 2 名以外に検査事務を行う者がいる場合には、業務規程とは別途に、その者に関して、登録申請時の添付書類(7-2)～(7-5)に該当する書類を添付して下さい。

カ. 手数料及びその収納の方法に関する事項

手数料の算定方法を実費を勘案し設定して下さい。

特定特殊自動車の確認申請者から申請の取り下げがあった場合の手数料の処理方法を記載して下さい。

検査事務を依頼する相手方が容易に算定可能な記述として下さい。算定方法が明らかな場合には価格（○○円）の記述とする必要はありません。（例えば、交通費に関して国家公務員の旅費規程に準拠する等の記述。）

キ. 特定特殊自動車検査事務に関する秘密の保持に関する事項

検査事務によって得られた情報の取扱を規定します。（原則として、第 3 者に対して洩らす又は利用しない旨の記述が無い場合には認可しません。）

ク. 特定特殊自動車検査事務に関する帳簿、書類等の管理に関する事項

帳簿には最低限、下記の内容を記載して下さい。

確認申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

検査の申請を受けた年月日

申請に係る特定特殊自動車の車名、型式及び排出ガス性能

検査を行った年月日

手数料の収納に関する事項

帳簿は記載の日から 5 年間保存する必要がありますが、保存方法について記載して下さい。

なお、帳簿は民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号）により電子媒体での保存が認められています。（個別の規定は、

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）に定められています。）

□帳簿以外で検査事務により発生する書類の管理方法について記載して下さい。

ケ. 法第 21 条第 6 項の規定による開示請求に係る料金に関する事項

□法第 21 条第 6 項のうち、下記の請求が対象になります。

□財務諸表等が書面をもって作成されているときの当該書面の謄本又は抄本の請求
□財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときの当該電磁的記録に記録された事項
を電磁的方法であって主務省令（規則第 33 条において準用する第 27 条）で定めるものに
より提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

コ. 主務大臣に対する検査結果の報告の方法に関する事項

□登録機関は、検査事務を行ったときは、遅滞なく、当該検査事務の結果を主務大臣に通知しなければなりません。

□検査結果の通知は、下記の事項を記載した検査結果通知書（様式 10）により行わなければなりません。なお、提出部数は 1 部です。

□特定特殊自動車の車名及び型式

□確認申請者の氏名又は名称

□特定特殊自動車の製造番号その他当該特定特殊自動車を識別することができる事項

□検査結果

□検査結果の通知を行うときは、試験成績表等を添付することとします。

サ. 検査に要する期間に関する事項

□検査の申請を受けた日から主務大臣に検査結果を通知するまでの標準的な処理期間を 1 ヶ月を目安に設定して下さい。

シ. 前各号に掲げるもののほか、特定特殊自動車検査事務の実施に関し必要な事項

□ア～サ以外に必要な事項があれば記載して下さい。

2. 事業場の所在地の変更の届出（法第 21 条第 3 項）

登録機関は、特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地を変更しようとするときは、事業場変更届出書（様式 11）により、変更しようとする日の 2 週間前までに、主務大臣に届け出なければなりません。

なお、登録申請内容のうち、下記の内容に変更があった場合（事業場の所在地の変更を除く）には、登録内容変更届出書（様式 12）により届出を行って下さい。

□登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

□事業場の名称

3. 検査事務の休止又は廃止の許可（法第 21 条第 8 項、規則第 33 条において準用する第 29 条）

登録機関は、主務大臣の許可を受けなければ、その特定特殊自動車検査事務の全部又は一部を休止又は廃止してはいけないことになっています。次の事項を記載した休廃止許可申請書（様式13）を提出し、許可を受けて下さい。許可は申請から2ヶ月を目途に行いますので、突然の理由を除き、休廃止の予定が判明した場合には速やかに申請して下さい。

- 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 休止し、又は廃止しようとする特定特殊自動車検査事務の範囲
- 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 休止又は廃止の理由

V. 命令、指定の取消し等

1. 登録基準適合命令

主務大臣は、登録機関が登録の基準（法第26条第2項各号）のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

2. 検査事務実施命令、検査事務改善命令

主務大臣は、登録機関が検査事務を実施することを求められたにもかかわらず正当な理由なくこれを実施しない場合や、その方法が適当でないと認めるときは、その登録機関に対し、検査事務を実施すべきこと又は特定特殊自動車検査事務の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

3. 業務規程変更命令

主務大臣は、業務規程が検査事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができます。

4. 登録の取消し

主務大臣は、登録機関が次の何れかに該当するに至ったときは登録を取り消さなければならぬことになっています。

- 登録機関が、法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者に至ったとき（法第19条第3項第1号）
- 登録機関が、法人であって、その業務を行う役員のうちに前記に該当する者があるに至ったとき（法第19条第3項第3号）

5. 登録取消命令、検査事務停止命令

主務大臣は、検査機関が次の何れかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- 検査事務を実施する事業場の所在地を、変更しようとする日の2週間前までに、主務大臣に

届け出せずに変更したとき

- 業務規程に関し、主務大臣の認可を受けずに検査事務を開始したとき（変更も同様）
- 毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成していない、又は 5 年間事業場に備えていないとき
- 帳簿を備えていない、又は主務省令で定める事項を記載していない、又は 5 年間保存していないとき
- 主務大臣の許可を受けず、検査事務の全部又は一部を休廃止したとき
- 業務規程によらないで特定特殊自動車検査事務を実施したとき
- 正当な理由がないのに財務諸表等の請求を拒んだとき
- 登録基準適合命令、検査事務実施行令、検査事務改善命令、業務規程変更命令に違反したとき
- 不正の手段により登録を受けたとき

VI. 報告及び検査（法第 24 条）

主務大臣は、法の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その検査事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所その他の事業場に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができます。

VII. 登録の更新

登録は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。更新を希望する場合には、審査期間（1 ヶ月を目途）を考慮のうえ、更新の手続きを行って下さい。

登録の更新は、登録更新申請書（様式 14）に新規登録における＜提出書類一覧＞にある添付書類等を添え、新規の登録の手続きに準拠して申請を行って下さい。

なお、業務規程については改めて認可を受ける必要はありません。ただし、業務規程の内容に変更がある場合には隨時、業務規程の変更手続きを行って下さい。

VIII. 官報公示

次の場合には、その旨が官報に公示されます。

- 登録をしたとき
- 事業場所在地の変更届出があったとき
- 検査事務の休廃止の許可をしたとき
- 主務大臣が特定特殊自動車検査事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき
- 主務大臣が自ら行っていた特定特殊自動車検査事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき
- 登録を取り消し、検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

IX. 申請書等の提出にあたって

1. 提出方法

申請書等は、郵送又は民間事業者による信書便により提出してください。窓口への持参はお断りします。受付は、環境省に申請書等が到着した時点になります。

なお、提出書類は返却しません。

2. 提出部数

申請書等は正本1部、副本1部を作成し、下記3の提出先へ提出して下さい。

手続き完了後、提出された副本に受付印を押印し、申請者へ返却します。

3. 書類の提出先及び問い合わせ先

各申請書等の書類は、一括して下記へ送付して下さい。各主務大臣宛に別々に送付する必要はありません。

環境省 水・大気環境局自動車環境対策課

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2

オフロード法担当 宛

TEL 03-3581-3351 (代表) 内線6525

X. 様式集

- 様式 1 (登録申請書)【規則様式第 21 (特定特殊自動車検査機関登録申請書)】
- 様式 2 (誓約書)
- 様式 3・0 (検査器具一覧表)
- 様式 3 (特定特殊自動車検査事務実施者一覧表)
- 様式 4 (実務経験証明書)
- 様式 5 (構成員名簿)
- 様式 6 (役員名簿)
- 様式 7 (役員略歴)
- 様式 8 (業務規程認可申請書)
- 様式 9 (業務規程変更認可申請書)
- 様式 10 (検査結果通知書)
- 様式 11 (事業場変更届出書)
- 様式 12 (登録内容変更届出書)
- 様式 13 (休廃止許可申請書)【規則様式第 22 (特定特殊自動車検査事務の休廃止許可申請書)】
- 様式 14 (登録更新申請書)

注) 申請書等の用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

様式1（登録申請書）【規則様式第21（特定特殊自動車検査機関登録申請書）】

特 定 特 殊 自 動 車 検 査 機 関 登 錄 申 請 書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車検査事務について主務大臣の登録を受けたいため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第27条において準用する第19条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1. 特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の名称及び所在地

名 称	所 在 地		
	郵便番号	住 所	電話番号
計 箇所			

2. 特定特殊自動車検査事務を開始しようとする年月日

令和 年 月 日

担当者所属・氏名
連絡先電話番号
E-mail アドレス

備考

1. 「特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の名称及び所在地」は、特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合に記載すること。

2. 登録免許税の領収証書を添付すること。

様式2（誓約書）

法第27条において準用する第19条第3項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

申請者及び申請者の役員が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

1. 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（以下「法」という。）又はこの法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

2. 法第27条において準用する第23条第4項又は第5項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

様式3・0（検査器具一覧表）

検査器具一覧表

測定項目	測定方式	メーカー名及び型番	製造年	保管場所	添付仕様書

備考

- 「保管場所」欄には、検査器具の保管されている事業場名を記載する。
- 「添付仕様書」欄には、「別紙〇」、「カタログ添付」等を記載する。なお、登録更新の申請時は、「変更なしのため省略」として、省略することができる。

様式3（特定特殊自動車検査事務実施者一覧表）

特定特殊自動車検査事務実施者一覧表

氏名	生年月日	所属	役職	最終学歴	添付証明書

備考

「添付証明書」欄には、卒業証明書、〇〇士合格証等を記載する。

様式4（実務経験証明書）

実務経験証明書

検査事務実施者の氏名		
原動機に関する実務の経験	期間	実務の内容
	年　月 ～　年　月	

上記の者は、上記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

証明者

証明者と被証明者との関係	
証明を得ることができない場合にあっては、その理由	

様式5（構成員名簿）

構 成 員 名 簿

（令和 年 月 日現在）

氏名又は名称	構 成 割 合 (%)

備考

株式会社の場合は、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主のみでよい。

様式6（役員名簿）

役 員 名 簿

(令和 年 月 日現在)

氏 名	役 職

様式7（役員略歴）

役 員 略 歴

(令和 年 月 日現在)

氏 名		役 職 名	
生年月日		最終学歴	
現 住 所			

職歴

賞罰

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏名

様式8（業務規程認可申請書）

業務規程認可申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

申請者登録番号

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第27条において準用する第21条第4項の規定に基づき、特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程の認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mail アドレス	

様式9（業務規程変更認可申請書）

業務規程変更認可申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

申請者登録番号

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第27条において準用する第21条第4項の規定に基づき、特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程の変更認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mail アドレス	

様式 10（検査結果通知書）

特 定 特 殊 自 動 車 檢 査 結 果 通 知 書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

登録番号

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則第32条第2項の規定に基づき、特定特殊自動車検査事務の結果を通知します。

特定特殊自動車の車名	
特定特殊自動車の型式	
確認申請者の氏名又は名称	
特定特殊自動車を識別する事項	
検査結果	
特記事項	

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mail アドレス	

備考

- 「検査結果」欄には、適合又は不適合を記載する。
- 「特記事項」欄には、特記すべき事項がある場合に記載する。

様式 11（事業場変更届出書）

事 業 場 変 更 届 出 書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環 境 大 臣

申請者 登 錄 番 号

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第27条において準用する第21条第3項に基づき、
特定特殊自動車検査事務を実施する事業場の所在地を変更するので、次のとおり届出します。

変 更 前	変 更 後	変更予定日

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mail アドレス	

様式 12 (登録内容変更届出書)

登録内容変更届出書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

申請者 登録番号

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車検査機関登録申請の内容に変更がありましたので、次のとおり届出します。

変更前	変更後	変更予定日

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mail アドレス	

様式 13 (休廃止許可申請書)【規則様式第 22 (特定特殊自動車検査事務の休廃止許可申請書)】

特定特殊自動車検査事務の休廃止許可申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

申請者 登録番号

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 27 条において準用する第 21 条第 8 項の規定に基づき、主務大臣の許可を受けたいため、下記のとおり申請します。

1. 休止し、又は廃止しようとする特定特殊自動車検査事務の範囲

休止又は廃止の別	特定特殊自動車検査事務の範囲

2. 休止し、又は廃止しようとする年月日

令和 年 月 日

3. 休止しようとする場合にあっては、その期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4. 休止又は廃止の理由

--

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mail アドレス	

様式 14 (登録更新申請書)

特 定 特 殊 自 動 車 檢 査 機 關 登 錄 更 新 申 請 書

令和 年 月 日

経済産業大臣

国土交通大臣 殿

環境大臣

申請者 登 錄 番 号

氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名

特定特殊自動車検査事務について登録の更新を受けたいため、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 27 条において準用する第 20 条第 2 項において準用する第 19 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

1. 最初に登録を受けた年月日

平成 年 月 日

2. 特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の名称及び所在地

名 称	所 在 地		
	郵便番号	住 所	電話番号
計 箇所			

担当者所属・氏名	
連絡先電話番号	
E-mail アドレス	

備考

「特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の名称及び所在地」は、特定特殊自動車検査事務を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合に記載すること。